

社会福祉法人室蘭福祉事業協会 経理事務取扱細則

平成25年3月25日制定

目 次

- 1 総則
 - 2 「経理規則第6条に定める共通収入支出の配分に関する細則」
 - 3 「経理規則第9条に定める勘定科目に関する細則」
 - 4 「経理規則第35条に定める資金の積立に関する細則」
 - 5 「経理規則第38条に定める有価証券の評価に関する細則」
 - 6 「経理規則第41条に定める棚卸資産の時価に関する細則」
 - 7 「経理規則第44条に定める固定資産の評価に関する細則」
 - 8 「経理規則第45条に定めるリース会計に関する細則」
 - 9 「経理規則第47条に定める固定資産の改良と修繕（資本的支出）に関する細則」
 - 10 「経理規則第51条に定める減価償却に関する細則」
 - 11 「経理規則第52条に定める退職給付引当金に関する細則」
 - 12 「経理規則第53条に定める賞与引当金に関する細則」
 - 13 「経理規則第54条に定める徴収不能引当金に関する細則」
 - 14 「経理規則に定める重要性に関する細則」
- 附則

1 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人室蘭福祉事業協会経理規則（以下「経理規則」という。）の施行に当たり、契約事務以外の必要な事項について定めるものとする。

2 「経理規則第6条に定める共通収入支出の配分に関する細則」

(配分基準)

第1条 経理規則第6条第1項及び第2項に定める「合理的な基準に基づいて配分する」基準は、別表1のとおりとする。

2 前項の配分基準は、支出及び費用の項目ごとに、その発生に最も密接に関連する量的基準（例えば人数、時間、面積等による基準、又はこれらの2以上の要素を合わせた複合基準）を選択して適用するものとする。

3 一度選択した配分基準は、状況の変化等により当該基準を適用することが不合理であると認められるようになった場合を除き、継続的に適用するものとする。

3 「経理規則第9条に定める勘定科目に関する細則」

(勘定科目)

第1条 経理規則第9条に定める「勘定科目」は、別表2のとおりとする。

4 「経理規則第35条に定める資金の積立に関する細則」

(積立)

第1条 経理規則第35条に定める積立資産は、使用計画に定めた積立額を積み立てるものとする。

(取崩)

第2条 経理規則第35条に定める積立資産は、次に掲げる場合にそれぞれに掲げる金額を取崩すものとする。

- (1) 当該積立資産の目的である支出があった場合 当該積立資産の金額範囲内の目的支出額
- (2) 当該積立資産の目的である支出が行われないことが理事会で決定した場合 当該積立資産の総額
- (3) 当該積立資産を積立目的以外に使用する場合 当該積立資産について理事会で取り

崩すことと決めた金額

5 「経理規則第 38 条に定める有価証券の評価に関する細則」

(償却原価法)

第 1 条 経理規則第 38 条に定める償却原価法は、定額法により計算するものとする。

- 2 前項に定める定額法とは、債券の金利調整差額を受け渡し日から弁済期又は償還期までの期間で除して各会計期間に配分する方法をいい、当該配分額を取得価額に加減する。

6 「経理規則第 41 条に定める棚卸資産の時価に関する細則」

(時価)

第 1 条 経理規則第 41 条第 3 項に定める「時価」とは、正味売却価額をいい、当該棚卸資産の売価から当該棚卸資産を販売するために要する追加的な製造原価の見積額及び販売直接経費の見積額を控除した額とする。

7 「経理規則第 44 条に定める固定資産の評価に関する細則」

(付随費用)

第 1 条 経理規則第 44 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に定める直接付随費用とは、当該固定資産を取得し、事業の用に供するために要した費用で次の各号に掲げるものとする。

(1) 当該固定資産を取得するために直接要した費用の額

- ① 引取運賃
- ② 荷役費
- ③ 運送保険料
- ④ 購入手数料
- ⑤ 関税
- ⑥ その他その固定資産を取得するために直接要した費用の額

(2) その固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

2 次の各号に掲げるものは、前項の規定にかかわらず付随費用から除外することができるものとする。

(1) 不動産取得税及び自動車取得税

(2) 登録免許税その他登記登録に関する費用

3 次の各号に掲げるものは、第 1 項に掲げる付随費用からは除外するものとする。

(1) 建設変更に伴い変更前に支出した当該建物建設のための調査費、測量費、設計費等の費用で、変更後に不要となったもの。

(2) 契約解除による違約金

(3) 建物建設に伴う落成式等の費用

(時価)

第2条 経理規則第44条第3項に定める時価とは、公正な評価額（観察可能な市場価格、又は観察可能な市場価格によることができない場合においては合理的に算定された価額）をいうものとする。次の各号に掲げる資産については、それぞれに掲げる価額を合理的に算定された価額とすることができるものとする。

(1) 土地 次の①又は②の価格

①「不動産鑑定評価基準」に基づく正常価格

②公示価格、都道府県基準地価格、路線価による相続税評価額又は固定資産税評価額を基準として、それに合理的な調整を加えた価格

(2) 建物等 次の①又は②の価格

①「不動産鑑定評価基準」に基づく正常価格

②販売業者、物件売買仲介業者など第三者が算定した価格

8 「経理規則第45条に定めるリース会計に関する細則」

(利息相当額の配分方法)

第1条 経理規則第45条第1項に定める利息法とは、リース料総額に占める各会計期間の支払利息相当額を、リース債務の未返済元本残高（貸借対照表のリース債務の金額をいう。）に一定の率を乗じて算出する方法をいう。当該利率はリース料総額の現在価値がリース取引開始日におけるリース資産（リース債務の計上金額と同じ。）の計上額と等しくなる利率として求めるものとする。

9 「経理規則第47条に定める固定資産の改良と修繕（資本的支出）に関する細則」

(資本的支出と修繕費の区分)

第1条 経理規則第47条第1項に定める固定資産の性能の向上、改良又は耐用年数を延長するために要した支出で固定資産の価額に加算するものを資本的支出とする。

第2条 固定資産に関わる支出が、前条の資本的支出と経理規則第47条第2項に定める修繕費のいずれに該当するかの判定にあたっては、継続的に利用することを条件として、別添2の「資本的支出と修繕費の区分判定表」を利用して行うことができるものとする。ただし、前条に定める原則に照らし、当該判定表によることが明らかに不合理と認められる場合には、個々の支出内容を吟味して判定するものとする。

10 「経理規則第51条に定める減価償却に関する細則」

(期中に増加又は減少した資産の償却費)

第1条 期中において資産を取得し、又は譲渡、売却若しくは除却した場合において当該資産の経理規則第51条第1項及び第3項に定める減価償却の計算は、当該資産の当期における使用月数に応じて行うものとする。

(中古資産の耐用年数)

第2条 中古資産を取得した場合における経理規則第51条第2項に定める耐用年数は、次の各号のいずれかとする。

(1) 当該資産を当該事業の用に供した以後の使用可能期間の年数

(2) 次の簡便法より計算した残存耐用年数

ただし、当該中古資産を事業の用に供するために支出した資本的支出の額が中古資産の取得価額の50%を超える場合には、簡便法により計算した年数によることはできない。

①法定耐用年数の全部を経過したもの

法定耐用年数×20%＝残存耐用年数

②法定耐用年数の一部を経過したもの

法定耐用年数－経過年数＋(経過年数×20%)＝残存耐用年数

上記①又は②の算式により計算した年数に1年未満の端数がある時はこれを1年とし、当該年数が2年未満であるときは2年とする。

(計上時期)

第3条 月次原価計算又は月次損益予算管理を行うため、減価償却費の計上を月次決算で行う必要がある場合には、毎会計期間開始の時に当該会計期間の減価償却予定額を計算し、この予定額を当該会計期間の月数で除した金額を月次決算において減価償却費として計上するものとする。また、当該会計期間に月割り計上した減価償却費の合計額は、会計年度末において当該会計期間に負担すべき減価償却費の年間計上額に洗い替えるものとする。

11 「経理規則第52条に定める退職給付引当金に関する細則」

(戻入の時期と金額)

第1条 経理規則第52条に定める退職給付引当金は、前会計年度末の退職給付引当金の設定対象者が退職した場合には、当該退職者の退職時に、当該退職者に係る前会計年度末の退職給付引当金を退職金(勘定科目は退職給付費用とする。)に充当するものとする。

(計上時期)

第2条 月次原価計算又は月次損益予算管理を行うため、退職給付引当金繰入額を月次決算で計上する必要がある場合には、毎会計期間開始の時に当該会計期間の退職給付引当

金繰入予定額を計算し、この予定額を当該会計期間の月数で除した金額を月次決算において退職給付引当金繰入額（勘定科目は退職給付費用とする。以下同じ。）として計上するものとする。

12 「経理規則第 53 条に定める賞与引当金に関する細則」

（計上額）

第 1 条 経理規則第 53 条に定める賞与引当金は、原則として、過去の実績、同業他法人の支払状況、労使間の協定内容、法人の業績、法人の人事政策などを勘案して、翌会計期間に支給する賞与の額及び当該賞与に係る法定福利費（当法人の負担額に限る。以下「賞与等」という。）の合計額を見積み、その合計額のうち当該会計期間に対応する金額を賞与引当金として計上するものとする。

（戻入の時期と金額）

第 2 条 前条に定める賞与引当金は、前会計年度末に賞与引当金の設定対象となっている賞与の支給があった場合には、当該賞与支給時に、当該賞与引当金を当該賞与支給額及び法定福利費に充当するものとする。

（計上時期）

第 3 条 月次原価計算又は月次損益予算管理を行うため、賞与引当金繰入額を月次決算で計上する必要がある場合には、毎会計期間開始の時に当該会計期間の負担すべき賞与金額の予定額を計算し、この予定額を当該会計期間の月数で除した金額を月次決算において賞与引当金繰入額として計上するものとする。また、当該会計期間に月割り計上した賞与引当金繰入額の残高は、会計年度末において当該会計期間に負担すべき賞与引当金繰入額の年間計上額に洗い替えるものとする。

2 当該会計期間に月割り計上した賞与引当金に係る賞与の支給が当該会計期間にあった場合には、当該支給があった時に、当該賞与引当金の金額を戻入れ、賞与引当金繰入の控除項目として計上するものとする。

13 「経理規則第 54 条に定める徴収不能引当金に関する細則」

（計上時期）

第 1 条 経理規則第 54 条に定める徴収不能引当金は、毎会計年度末に当該会計期間の末日における金銭債権に係る徴収不能引当金を計上するものとする。

（計上額）

第 2 条 前条に定める徴収不能引当金は、会計年度末の金銭債権を個別に評価する債権（以下「個別評価債権」という。）と、その他の債権（以下「一括評価債権」という。）に区

分して計算するものとする。

- 2 前項に定める個別評価債権は、次の第1号に掲げる債権とし、その債権に対する徴収不能引当金は、次の第2号に掲げるとおり算定するものとする。

- (1) 徴収不能の可能性が極めて高い債権

徴収不能の可能性が極めて高い債権とは、破産、経営破綻（以下「破産等」という。）又は実質的に破産等に陥っている債務者に対する債権をいう。破産等の状態に陥っている債務者とは、法的、形式的な破産等の事実が発生している債務者をいい、例えば、破産、清算、会社整理、和議等の事由が生じている債務者をいう。実質的に破産等に陥っている債務者とは、法的、形式的に破産等の事実は発生していないが、深刻な状態にあると認められる債務者をいうものとする。

- (2) 徴収不能見込額の算定

個別評価債権の金額から回収が確実に見込まれる額を控除して算定するものとする。

- 3 第1項に定める一括評価債権は、個別評価債権以外の債権とし、その債権に対する徴収不能引当金は、一括評価債権の金額に過去の徴収不能額の発生割合を乗じて算定するものとする。

（戻入の時期と金額）

- 第3条 前条第2項に定める徴収不能引当金は、個別評価債権が徴収不能となることが明らかになった場合には、当該徴収不能引当金を当該徴収不能額に充当するものとする。

また、徴収不能引当金の対象としていた個別評価債権が回収されるなどして当該計上が不要となった場合には、当該不要となった金額は戻入れ、事業活動計算書、特別増減の部、その他特別収益、徴収不能引当金戻入益として計上するものとする。

- 2 前条第3項に定める徴収不能引当金は、一括評価債権が徴収不能となることが明らかになった場合には、一括評価債権に係る徴収不能引当金の帳簿残高を限度として、当該徴収不能引当金を当該徴収不能額に充当するものとする。

14 「経理規則に定める重要性に関する細則」

（重要性の基準）

- 第1条 経理規則第38条第3項、第53条及び第54条第1項における重要性の判断は、計算書類等の利用者が、計算書類等に記載されたこれらの事項の情報に基づいて判断する場合において、誤りの無い判断ができるか否かを考慮して行う必要がある。

- 2 重要性の判断は、原則として個々の事例ごとに行われるが、個々の判断における恣意性を排除するために、一定の基準を設け、明示することとする。

- 3 前項の基準は、第1項の原則に基づいて設ける必要があるが、通常、次に掲げる事項を考慮して設定する。

- ① サービス活動収益に与える影響
- ② 当期活動増減差額に与える影響

③資産の合計に与える影響

- 4 重要性の判定は、一次的には、前項の基準値に基づいて行うが、最終的な判断は、第1項に定める趣旨から、次に例示する事項等を考慮した上で行うものとする。したがって、金額が基準値に満たない場合あるいは金額を持たない項目であっても、質的に重要性が有ると判定される場合があることに留意する。
- ①当該年度の財務状態又は経営成績の異常性の有無。
 - ②過年度の財務状態又は経営成績に与える影響
 - ③臨時的又は異常な事象の発生を示す事項
 - ④傾向値に影響を与える事項、増減差額をプラス(又はマイナス)からマイナス(又はプラス)に転換する事項
 - ⑤開示項目あるいは開示内容の重要性
- 5 第3項に定める基準値は、法人の内外の環境の変化、業務内容の変化等に応じて、適宜見直しを行わなければならない。異常である場合には、サービス活動収益計、当期活動増減差額及び資産の部合計について、単に当年度における影響のみを考慮するのではなく、過年度の数値を参考として正常な財務状態及び経営成績を算定し、それらも併せて考慮する。

附則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成29年5月30日から施行する。

附則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

共通経費の配分基準表一覧

(単位：%)

種類	勘定科目	対象	配分基準	配賦基準													
				あいらん拠点区分		白鳥ハイツ拠点区分				エンルムハイツ拠点区分					かがやき拠点区分		
				養護	特定	特養	デイ	包括	短期	特養 (従来型)	特養 (ユニット)	デイ	居宅	短期	デイ(通)	デイ(認)	
人件費支出	職員給料支出	兼務職員(支援員)	勤務時間割合	70.00	30.00												
	職員賞与支出	兼務職員(支援員)	勤務時間割合	70.00	30.00												
	非常勤職員給与支出	兼務職員(支援員)	勤務時間割合	70.00	30.00												
	退職給付支出	兼務職員(支援員)	勤務時間割合	70.00	30.00												
	法定福利費支出	兼務職員(支援員)	勤務時間割合	70.00	30.00												
	非常勤職員給与支出	兼務職員(准職事務員)	勤務時間割合			18.00	13.00	69.00									
	非常勤職員給与支出	兼務職員(警備員)	建物床面積割合			80.10	18.50	1.40									
	職員給料支出	兼務職員(全職種)	利用定員割合			94.30				5.70							
	職員賞与支出	兼務職員(全職種)	利用定員割合			94.30				5.70							
	非常勤職員給与支出	兼務職員(全職種)	利用定員割合			94.30				5.70							
	退職給付支出	兼務職員(全職種)	利用定員割合			94.30				5.70							
	法定福利費支出	兼務職員(全職種)	利用定員割合			94.30				5.70							
	職員給料支出	兼務職員(施設長、正職事務員)	利用定員割合								47.00	53.00					
	職員賞与支出	兼務職員(施設長、正職事務員)	利用定員割合								47.00	53.00					
	退職給付支出	兼務職員(施設長、正職事務員)	利用定員割合								47.00	53.00					
	法定福利費支出	兼務職員(施設長、正職事務員)	利用定員割合								47.00	53.00					
	職員給料支出	兼務職員(介護職員)	利用定員割合								86.00				14.00		
	職員賞与支出	兼務職員(介護職員)	利用定員割合								86.00				14.00		
	退職給付支出	兼務職員(介護職員)	利用定員割合								86.00				14.00		
	法定福利費支出	兼務職員(介護職員)	利用定員割合								86.00				14.00		
	非常勤職員給与支出	兼務職員(臨時事務員)	勤務時間割合								25.00	38.00	18.00	5.00	14.00		

共通経費の配分基準表一覧

(単位：%)

種類	勘定科目	対象	配分基準	配賦基準												
				あいらん拠点区分		白鳥ハイツ拠点区分				エンルムハイツ拠点区分					かがやき拠点区分	
				養護	特定	特養	デイ	包括	短期	特養 (従来型)	特養 (ユニット)	デイ	居宅	短期	デイ(通)	デイ(認)
人件費支出	職員給料支出	兼務職員(センター長)	勤務時間割合												90.00	10.00
	職員賞与支出	兼務職員(センター長)	勤務時間割合												90.00	10.00
	退職給付支出	兼務職員(センター長)	勤務時間割合												90.00	10.00
	法定福利費支出	兼務職員(センター長)	勤務時間割合												90.00	10.00
	職員給料支出	兼務職員(事務員)	勤務時間割合												80.00	20.00
	職員賞与支出	兼務職員(事務員)	勤務時間割合												80.00	20.00
	退職給付支出	兼務職員(事務員)	勤務時間割合												80.00	20.00
	法定福利費支出	兼務職員(事務員)	勤務時間割合												80.00	20.00
	職員給料支出	兼務職員 (相談員・介護職員1)	勤務時間割合												50.00	50.00
	職員賞与支出	兼務職員 (相談員・介護職員1)	勤務時間割合												50.00	50.00
	退職給付支出	兼務職員 (相談員・介護職員1)	勤務時間割合												50.00	50.00
	法定福利費支出	兼務職員 (相談員・介護職員1)	勤務時間割合												50.00	50.00
	非常勤職員 給与支出	兼務職員(パート介護、運転 手、准・契約介護職員)	利用定員割合												70.00	30.00
	退職給付支出	兼務職員(パート介護、運転 手、准・契約介護職員)	利用定員割合												70.00	30.00
	法定福利費支出	兼務職員(パート介護、運転 手、准・契約介護職員)	利用定員割合												70.00	30.00
	非常勤職員 給与支出	兼務職員(看護職員)	勤務時間割合												90.00	10.00
	退職給付支出	兼務職員(看護職員)	勤務時間割合												90.00	10.00
	法定福利費支出	兼務職員(看護職員)	勤務時間割合												90.00	10.00
事業費支出	水道光熱費支出	水道料金、ガス料金電気料金	建物床面積割合			98.00				2.00						
	燃料費支出	A重油	建物床面積割合			98.00				2.00						
	水道光熱費支出	水道料金、ガス料金電気料金	建物床面積割合				93.00	7.00								
	燃料費支出	A重油	建物床面積割合				93.00	7.00								

共通経費の配分基準表一覧

(単位：%)

種類	勘定科目	対象	配分基準	配賦基準												
				あいらん拠点区分		白鳥 Heights 拠点区分				エンルム Heights 拠点区分					かがやき拠点区分	
				養護	特定	特養	デイ	包括	短期	特養 (従来型)	特養 (ユニット)	デイ	居宅	短期	デイ(通)	デイ(認)
	水道光熱費支出	水道料金、ガス料金	建物床面積割合								82.00		15.00	3.00		
	水道光熱費支出	電気料金	建物床面積割合								82.00		15.00	3.00		
	燃料費支出	A重油	建物床面積割合								82.00		15.00	3.00		
	水道光熱費支出	水道料金、ガス料金電気料金	利用定員割合												70.00	30.00

別表 2

資金収支計算書 勘定科目の説明

①収入の部			
〈事業活動による収入〉			
大区分	中区分	小区分	説明
介護保険事業収入	施設介護料収入	介護報酬収入	介護保険の施設介護料で介護報酬収入をいう。
		利用者負担金収入(公費)	介護保険の施設介護料で利用者負担金(公費)をいう。
		利用者負担金収入(一般)	介護保険の施設介護料で利用者負担金収入(一般)をいう。
	居宅介護料収入		
	(介護報酬収入)	介護報酬収入	介護保険の居宅介護料で介護報酬収入をいう。
		介護予防報酬収入	介護保険の居宅介護料で介護予防報酬収入をいう。
	(利用者負担金収入)	介護負担金収入(公費)	介護保険の居宅介護料で介護負担金収入(公費)をいう。
		介護負担金収入(一般)	介護保険の居宅介護料で介護負担金収入(一般)をいう。
		介護予防負担金収入(公費)	介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収入(公費)をいう。
		介護予防負担金収入(一般)	介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収入(一般)をいう。
	地域密着型介護料収入		
	(介護報酬収入)	介護報酬収入	介護保険の地域密着型介護料で介護報酬収入をいう。
		介護予防報酬収入	介護保険の地域密着型介護料で介護予防報酬収入をいう。
	(利用者負担金収入)	介護負担金収入(公費)	介護保険の地域密着型介護料で介護負担金収入(公費)をいう。
		介護負担金収入(一般)	介護保険の地域密着型介護料で介護負担金収入(一般)をいう。
		介護予防負担金収入(公費)	介護保険の地域密着型介護料で介護予防負担金収入(公費)をいう。
		介護予防負担金収入(一般)	介護保険の地域密着型介護料で介護予防負担金収入(一般)をいう。
	居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入	介護保険の居宅介護支援介護料で居宅介護支援介護料収入をいう。
		介護予防支援介護料収入	介護保険の居宅介護支援介護料で居宅予防介護支援介護料収入をいう。
	介護予防・日常生活支援総合事業収入	事業費収入	介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業費で事業費収入をいう。
		事業負担金収入(公費)	介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業費で事業負担金収入(公費)をいう。
		事業負担金収入(一般)	介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業費で事業負担金収入(一般)をいう。
	利用者等利用料収入	施設サービス利用料収入	介護保険の利用者等利用料収入で施設サービス利用料収入をいう。(理美容料、日常生活サービス料等)
		居宅介護サービス利用料収入	介護保険の利用者等利用料収入で居宅介護サービス利用料収入をいう。(送迎費、おむつ料、日常生活サービス料等)

		地域密着型介護サービス利用料収入	介護保険の利用者等利用料収入で地域密着型介護サービス利用料収入をいう。
		食費収入（公費）	介護保険の利用者等利用料収入で、食費収入（公費）をいう。
		食費収入（一般）	介護保険の利用者等利用料収入で、食費収入（一般）をいう。
		居住費収入（公費）	介護保険の利用者等利用料収入で、居住費収入（公費）をいう。
		居住費収入（一般）	介護保険の利用者等利用料収入で、居住費収入（一般）をいう。
		介護予防・日常生活支援総合事業利用料収入	介護予防・日常生活支援総合事業の利用者等利用料収入で、介護予防・日常生活支援総合事業の実費負担等に係る収入をいう。
		その他の利用料収入	介護保険の利用者等利用料収入で、その他の利用料収入をいう。（前記のいずれにも属さない利用者等からの利用料）
	その他の事業収入	補助金事業収入	介護保険に関連する事業に対して、地方公共団体等から交付される補助金事業に係る収入をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄付金を除く）及び助成金を含む）。補助金事業に係る利用者からの収入も含む。
		市町村特別事業収入	介護保険のその他の事業で、市町村特別事業収入をいう。
		受託事業収入	介護保険に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入をいう。受託事業に係る利用者からの収入も含む。
		その他の事業収入	上記に属さないその他の事業収入をいう。利用者からの収入も含む。（文書料など前記に属さない介護保険事業収入）
	(保険等査定減)		社会保険診療報酬支払基金等の審査機関による審査減額をいう。
老人福祉事業収入	措置事業収入	事務費収入	老人福祉の措置事業で、事務費収入をいう。
		事業費収入	老人福祉の措置事業で、事業費収入をいう。
		その他の利用料収入	老人福祉の措置事業で、その他の利用料収入をいう。
		その他の事業収入	老人福祉の措置事業で、その他の事業収入をいう。
保育事業収入	委託費収入		子ども・子育て支援法附則6条に規定する委託費収入（私立認可保育所における保育の実施等に関する運営費収入）をいう。
	私的契約利用料収入		保育所等における私的契約に基づく利用料収入をいう。
	その他の事業収入	補助金事業収入	保育所等に関連する事業に対して、地方公共団体等から交付される補助金事業に係る収入をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄付金を除く）及び助成金を含む）。補助金事業に係る利用者からの収入も含む。
		受託事業収入	保育所等に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入をいう。受託事業に係る利用者からの収入も含む。
		その他の事業収入	上記に属さないその他の事業収入をいう。利用者からの収入も含む。
借入金利息補助金収入			施設整備及び設備整備に対する借入金利息に係る地方公共団体からの補助金等の収入をいう。
経常経費寄附金収入			経常経費に対する寄附金及び寄附物品をいう。
受取利息配当金収入			預貯金、有価証券、貸付金等の利息及び配当金等の収入をいう。
その他の収入	受入研修費収入		研修の受入に対する収入をいう。

	利用者等外給食費収入		職員等患者・利用者以外に提供した食事に対する収入をいう。
	雑収入	退職給付引当資産差益収入	
		雑収入	上記に属さない事業活動による収入をいう。
流動資産評価益等による資金増加額	有価証券売却益		
	有価証券評価益		
〈施設整備等による収入〉			
施設整備等補助金収入	施設整備等補助金収入		施設整備及び設備整備に係る地方公共団体等からの補助金等の収入をいう。
	設備資金借入金元金償還補助金収入		施設整備及び設備整備に対する借入金元金償還に係る地方公共団体等からの補助金等の収入をいう。
施設整備等寄附金収入	施設整備等寄附金収入		施設整備及び設備整備に係る寄附金収入をいう。なお、施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金を含む。
	設備資金借入金元金償還寄附金収入		施設整備及び設備整備に対する借入金元金償還に係る寄附金収入をいう。
設備資金借入金収入			施設整備及び設備整備に対する借入金の受入額をいう。
固定資産売却収入	車輛運搬具売却収入		車輛運搬具の売却による収入をいう。
	器具及び備品売却収入		器具及び備品の売却による収入をいう。
その他の施設整備等による収入	その他の固定資産返還金収入	保証金返還金収入	契約において支払われた保証金の返還金収入をいう。
		リサイクル預託金返還金収入	リサイクル預託金の返還金収入をいう。
〈その他の活動による収入〉			
長期運営資金借入金元金償還寄附金収入			長期運営資金（設備資金を除く）借入金元金償還に係る寄附金収入をいう。
長期運営資金借入金収入			長期運営資金（設備資金を除く）のための借入金の受入額をいう。
長期貸付金回収収入			長期に貸付けた資金の回収による収入をいう。（1年以内回収予定長期貸付金の回収による収入を含む。）
投資有価証券売却収入			投資有価証券の売却収入（収入総額）をいう。
積立資産取崩収入	退職給付引当資産取崩収入		退職給付引当資産の取崩しによる収入をいう。
	保育所施設整備積立資産取崩収入		保育所施設整備積立資産の取崩しによる収入をいう。
	移行時特別積立資産取崩収入		移行時特別積立資産の取崩しによる収入をいう。
	移行時減価償却積立資産取崩収入		移行時減価償却積立資産の取崩しによる収入をいう。

	修繕積立資産取崩収入		修繕積立資産の取崩しによる収入をいう。
	施設設備整備積立資産取崩収入		施設設備整備積立資産の取崩しによる収入をいう。
拠点区分間 長期借入金 収入			同一事業区分内における他の拠点区分から長期に借り入れた資金の収入をいう。
拠点区分間 長期貸付金 回収収入			同一事業区分内における他の拠点区分へ長期に貸付けた資金の回収による収入をいう。(1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金の回収による収入を含む。)
拠点区分間 繰入金収入			同一事業区分内における他の拠点区分からの繰入金収入をいう。
サービス区 分間繰入金 収入			同一拠点区分内における他のサービス区分からの繰入金収入をいう。
その他の活 動による収 入	差入保証金返還収入		差入保証金等の返還金収入をいう。

②支出の部

〈事業活動による支出〉

大区分	中区分	小区分	説明
人件費支出	役員報酬支出		法人役員に支払う報酬、諸手当をいう。
	職員給料支出		常勤職員に支払う俸給・諸手当をいう。
	職員賞与支出		常勤職員に支払う賞与をいう。
	非常勤職員給与支出		非常勤職員に支払う俸給・諸手当及び賞与をいう。
	派遣職員費支出		派遣会社に支払う金額をいう。
	退職給付支出		退職共済制度など、外部拠出型の退職手当制度に対して法人が拠出する掛金額および退職手当として支払う金額をいう。
	法定福利費支出		法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の支出をいう。
事業費支出	給食費支出		食材及び食品の支出をいう。なお、給食業務を外部委託している施設又は事業所にあつては、材料費を計上すること。
	介護用品費支出		利用者の処遇に直接使用するおむつ、タオル等の介護用品の支出をいう。
	保健衛生費支出		利用者の健康診断の実施、施設内又は事業所内の消毒等に要する支出をいう。
	医療費支出		利用者が傷病のために医療機関等で診療等を受けた場合の診療報酬等をいう。
	被服費支出		利用者の衣類、寝具等（介護用品及び日用品を除く）の購入のための支出をいう。
	教養娯楽費支出		利用者のための新聞雑誌等の購読、娯楽用品の購入及び行楽演芸会等の実施のための支出をいう。
	日用品費支出		利用者に現物で給付する身のまわり品、化粧品などの日用品（介護用品を除く）の支出をいう。
	保育材料費支出		保育に必要な文具材料、絵本等の支出及び運動会等の行事を実施するための支出をいう。
	本人支給金支出		利用者に小遣い、その他の経費として現金支給するための支出をいう。
	水道光熱費支出		利用者に直接必要な電気、ガス、水道等の支出をいう。

	燃料費支出		利用者に直接必要な灯油、重油等の燃料費（車輛費で計上する燃料費を除く）をいう。
	消耗器具備品費支出		利用者の処遇に直接使用する介護用品以外の消耗品、器具備品で、固定資産の購入に該当しない支出をいう。
	保険料支出		利用者に対する生命保険料及び損害保険料をいう。
	賃借料支出		利用者が利用する器具及び備品等のリース料、レンタル料をいう。
	葬祭費支出		利用者が死亡したときの葬祭に要する支出をいう。
	車輛費支出		乗用車、送迎用自動車、救急車等の燃料費、車輛検査等の支出をいう。
事務費支出	雑支出		事業費のうち他のいずれにも属さない支出をいう。
	福利厚生費支出		役員・職員が福利施設を利用する場合における事業主負担額、健康診断その他福利厚生のために要する法定外福利費をいう。
	職員被服費支出		職員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診察衣、作業衣などの購入、洗濯等の支出をいう。
	旅費交通費支出		業務に係る役員・職員の出張旅費及び交通費（ただし、研究、研修のための旅費を除く）をいう。
	研修研究費支出		役員・職員に対する教育訓練に直接要する支出（研究・研修のための旅費を含む）をいう。
	事務消耗品費支出		事務用に必要の消耗品及び器具什器のうち、固定資産の購入に該当しないものの支出をいう。
	印刷製本費支出		事務に必要な書類、諸用紙、関係資料などの印刷及び製本に要する支出をいう。
	水道光熱費支出		事務用の電気、ガス、水道等の支出をいう。
	燃料費支出		事務用の灯油、重油等の燃料（車輛費で計上する燃料費を除く）をいう。
	修繕費支出		建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の支出をいう。ただし、建物、器具及び備品を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出を含まない。
	通信運搬費支出		電話、電報、ファックスの使用料、インターネット接続料及び切手代、葉書代その他通信・運搬に要する支出をいう。
	会議費支出		会議時における茶菓子代、食事代等の支出をいう。
	広報費支出		施設及び事業所の広告料、パンフレット・機関誌・広報誌作成などの印刷製本費等に要する支出をいう。
	業務委託費支出		洗濯、清掃、夜間警備及び給食（給食材料費を除く）など施設の業務の一部を他に委託するための支出（保守料を除く）をいう。必要に応じて検査委託、給食委託、寝具委託、医事委託、清掃委託など、小区分で更に細分化することができる。
	手数料支出		役務提供にかかる支出のうち、業務委託費以外のものをいう。
	保険料支出		生命保険料および建物、車輛運搬具、器具及び備品等にかかる損害保険契約に基づく保険料をいう。ただし、福利厚生費に該当するものを除く。
	賃借料支出		固定資産に計上を要しない器機等のリース料、レンタル料をいう。
	土地・建物賃借料支出		土地、建物等の賃借料をいう。
	租税公課支出		消費税及び地方消費税の申告納税、固定資産税、印紙税、登録免許税、自動車税、事業所税等をいう。
	保守料支出		建物、各種機器等の保守・点検料等をいう。

	渉外費支出		創立記念日等の式典、慶弔、広報活動（広報費に属する支出を除く）等に要する支出をいう。
	諸会費支出		各種組織への加盟等に伴う会費、負担金等の支出をいう。
	雑支出		事務費のうち他のいずれにも属さない支出をいう。
利用者負担 軽減額			利用者負担を軽減した場合の利用者負担軽減額をいう（無料または低額で診療を行う場合の割引額を含む）。
支払利息支 出			設備資金借入金、長期運営資金借入金及び短期運営資金借入金の利息、及び支払リース料のうち利息相当額として処理するものをいう。
その他の支 出	利用者等外給食費支 出		職員、来訪者等利用者以外に提供した食材及び食品の支出をいう。
	雑支出	退職給付引当資産差 損	
		雑支出	上記に属さない支出をいう。
流動資産評 価損等によ る資金減少 額	有価証券売却損		有価証券（投資有価証券を除く）を売却した場合の売却損をいう。
	資産評価損	有価証券評価損	有価証券の評価損をいう。
	徴収不能額		金銭債権のうち徴収不能として処理した額をいう
〈施設整備等による支出〉			
設備資金借 入金元金償 還支出			設備（施設整備及び設備整備）資金の借入金に基づく元金償還額をいう。（1年以内返済予定設備資金借入金の償還額を含む）
固定資産取 得支出	土地取得支出		土地を取得するための支出をいう。
	建物取得支出		建物を取得するための支出をいう。
	構築物取得支出		構築物を取得するための支出をいう。
	機械及び装置取得支 出		機械及び装置を取得するための支出をいう。
	車両運搬具取得支出		車両運搬具を取得するための支出をいう。
	器具及び備品取得支 出		器具及び備品を取得するための支出をいう。
	建設仮勘定取得支出		固定資産を取得するための支出のうち、まだ区分が確定しないものを取得するための支出をいう。
	有形リース資産取得 支出		有形リース資産を取得するための支出をいう。
	ソフトウェア取得支出		ソフトウェアを取得するための支出をいう。
	無形リース資産取得支 出		無形リース資産を取得するための支出をいう。
	投資有価証券取得支 出		投資有価証券を取得するための支出をいう。
	その他の固定資産取 得支出	保証金支出	契約において支払われた保証金をいう。
		リサイクル預託金支出	リサイクル預託金をいう。
固定資産除 却・廃棄支出			建物取壊支出の他、固定資産の除却、廃棄等に係る支出をいう。
ファイナンス・リース 債務の返済 支出			ファイナンス・リース取引に係る支払リース料のうち、元本相当額をいう。（1年以内返済予定リース債務の返済額を含む）

その他の施設整備等による支出			施設整備等による支出で他のいずれの科目にも属さない支出をいう。
〈その他の活動による支出〉			
長期運営資金借入金元金償還支出			長期運営資金（設備資金を除く）の借入金に基づく元金償還額をいう。（1年以内返済予定長期運営資金借入金の償還額を含む。）
長期貸付金支出			長期に貸付けた資金の支出をいう。
投資有価証券取得支出			投資有価証券を取得するための支出をいう。
積立資産支出	退職給付引当資産支出		退職給付引当資産への積立による支出をいう
	保育所施設整備積立資産支出		保育所施設整備積立資産への積立による支出をいう。
	修繕積立資産支出		修繕積立資産への積立による支出をいう。
	施設設備整備積立資産支出		施設設備整備積立資産への積立による支出をいう。
拠点区分間長期貸付金支出			同一事業区分における他の拠点区分へ長期に貸し付けた資金の支出をいう。
拠点区分間長期借入金返済支出			同一事業区分における他の拠点区分から長期に借り入れた資金に基づく元金償還額をいう。（1年以内返済予定拠点区分間長期借入金の償還額を含む。）
拠点区分間繰入金支出			同一事業区分内における他の拠点区分への繰入金支出をいう。
サービス区分間繰入金支出			同一拠点区分内における他のサービス区分への繰入金支出をいう。
その他の活動による支出	差入保証金支出		差入保証金等の支出をいう。

事業活動計算書 勘定科目の説明

①収益の部			
〈サービス活動増減による収益〉			
大区分	中区分	小区分	説明
介護保険事業収益	施設介護料収益	介護報酬収益	介護保険の施設介護料で介護報酬収益をいう。
		利用者負担金収益（公費）	介護保険の施設介護料で利用者負担金（公費）をいう。
		利用者負担金収益（一般）	介護保険の施設介護料で利用者負担金（一般）をいう。
	居宅介護料収益		
	（介護報酬収益）	介護報酬収益	介護保険の居宅介護料で介護報酬収益をいう。
		介護予防報酬収益	介護保険の居宅介護料で介護予防報酬収益をいう。
	（利用者負担金収益）	介護負担金収益（公費）	介護保険の居宅介護料で介護負担金収益（公費）をいう。

		介護負担金収益 (一般)	介護保険の居宅介護料で介護負担金収益(一般)をいう。
		介護予防負担金収益 (公費)	介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収益(公費)をいう。
		介護予防負担金収益 (一般)	介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収益(一般)をいう。
	地域密着型介護料収益		
	(介護報酬収益)	介護報酬収益	介護保険の地域密着型介護料で介護報酬収益をいう。
		介護予防報酬収益	介護保険の地域密着型介護料で介護予防報酬収益をいう。
	(利用者負担金収益)	介護負担金収益 (公費)	介護保険の地域密着型介護料で介護負担金収益(公費)をいう。
		介護負担金収益 (一般)	介護保険の地域密着型介護料で介護負担金収益(一般)をいう。
		介護予防負担金収益 (公費)	介護保険の地域密着型介護料で介護予防負担金収益(公費)をいう。
		介護予防負担金収益 (一般)	介護保険の地域密着型介護料で介護予防負担金収益(一般)をいう。
	居宅介護支援介護料収益	居宅介護支援介護料収益	介護保険の居宅介護支援介護料で居宅介護支援介護料収益をいう。
		介護予防支援介護料収益	介護保険の居宅介護支援介護料で居宅予防介護支援介護料収益をいう。
	介護予防・日常生活支援総合事業収益	事業費収益	介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業費で事業費収益をいう。
		事業負担金収益 (公費)	介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業費で事業負担金収益(公費)をいう。
		事業負担金収益 (一般)	介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業費で事業負担金収益(一般)をいう。
	利用者等利用料収益	施設サービス利用料収益	介護保険の利用者等利用料収益で施設サービス利用料収益をいう。
		居宅介護サービス利用料収益	介護保険の利用者等利用料収益で居宅介護サービス利用料収益をいう。
		地域密着型介護サービス利用料収益	介護保険の利用者等利用料収益で地域密着型介護サービス利用料収益をいう。
		食費収益(公費)	介護保険の利用者等利用料収益で、食費収益(公費)をいう。
		食費収益(一般)	介護保険の利用者等利用料収益で、食費収益(一般)をいう。
		居住費収益(公費)	介護保険の利用者等利用料収益で、居住費収益(公費)をいう。
		居住費収益(一般)	介護保険の利用者等利用料収益で、居住費収益(一般)をいう。
		介護予防・日常生活支援総合事業利用料収益	介護予防・日常生活支援総合事業の利用者等利用料収益で、介護予防・日常生活支援総合事業の実費負担等に係る収益をいう。
		その他の利用料収益	介護保険の利用者等利用料収益で、その他の利用料収益をいう。(前記のいずれにも属さない利用者等からの利用料)
	その他の事業収益	補助金事業収益	介護保険に関連する事業に対して、地方公共団体等から交付される補助金事業に係る収益をいう(共同募金からの配分金(受配者指定寄付金を除く)及び助成金を含む)。補助金事業に係る利用者からの収益も含む。

		市町村特別事業収益	介護保険のその他の事業で、市町村特別事業収益をいう。
		受託事業収益	介護保険に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収益をいう。受託事業に係る利用者からの収益も含む。
		その他の事業収益	上記に属さないその他の事業収益をいう。利用者からの収益も含む。(文書料など前記に属さない介護保険事業収益)
	(保険等査定減)		社会保険診療報酬支払基金等の審査機関による審査減額をいう。
老人福祉事業収益	措置事業収益	事務費収益	老人福祉の措置事業で、事務費収入をいう。
		事業費収益	老人福祉の措置事業で、事業費収入をいう。
		その他の利用料収益	老人福祉の措置事業で、その他の利用料収入をいう。
		その他の事業収益	老人福祉の措置事業で、その他の事業収入をいう。
保育事業収益	委託費収益		子ども・子育て支援法附則6条に規定する委託費収益(私立認可保育所における保育の実施等に関する運営費収益)をいう。
	私的契約利用料収益		保育所等における私的契約に基づく利用料収益をいう。
	その他の事業収益	補助金事業収益	保育所等に関連する事業に対して、地方公共団体等から交付される補助金事業に係る収益をいう(共同募金からの配分金(受配者指定寄附金を除く)及び助成金を含む)。補助金事業に係る利用者からの収益も含む。
		受託事業収益	保育所等に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収益をいう。受託事業に係る利用者からの収益も含む。
		その他の事業収益	上記に属さないその他の事業収益をいう。利用者からの収益も含む。
経常経費寄附金収益			
その他の収益	その他の収益	退職給付引当金戻入益	
		退職給付引当資産差益	
		その他の収益	上記に属さない事業活動による収益をいう。
〈サービス活動外増減による収益〉			
借入金利息補助金収益			施設整備及び設備整備に対する借入金利息に係る地方公共団体からの補助金等をいう。
受取利息配当金収益			預貯金、有価証券、貸付金等の利息及び出資金等に係る配当金等の収益をいう。(償却原価法による収益を含む)
有価証券評価益			有価証券(投資有価証券を除く)を時価評価した時の評価益をいう。
有価証券売却益			有価証券(投資有価証券を除く)を売却した場合の売却益をいう。
投資有価証券評価益			投資有価証券を時価評価した時の評価益をいう。
投資有価証券売却益			投資有価証券を売却した場合の売却益をいう。
その他のサービス活動外収益	受入研修費収益 研		研修の受入に対する収益をいう。
	利用者等外給食収益		職員等患者・利用者以外に提供した食事に対する収益をいう。
	雑収益		上記に属さないサービス活動外による収益をいう。

〈特別増減による収益〉			
施設整備等補助金収益	施設整備等補助金収益		施設整備及び設備整備に係る地方公共団体等からの補助金等をいう。
	設備資金借入金元金償還補助金収益		施設整備及び設備整備に対する借入金元金償還に係る地方公共団体等からの補助金等の収益をいう。
施設整備等寄附金収益	施設整備等寄附金収益		施設整備及び設備整備に係る寄附金をいう。なお、施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金を含む。
	設備資金借入金元金償還寄附金収益		施設整備及び設備整備に対する借入金元金償還に係る寄附金をいう。
長期運営資金借入金元金償還寄附金収益			長期運営資金（設備資金を除く）借入金元金償還に係る寄附金収入をいう。
固定資産受贈額			土地など固定資産の受贈額をいう。
固定資産売却益	車輛運搬具売却益		車輛運搬具の売却した場合の売却益をいう。
	器具及び備品売却益		器具及び備品の売却した場合の売却益をいう。
拠点区分間繰入金収益			同一事業区分内における他の拠点区分からの繰入金収益をいう。
拠点区分間固定資産移管収益			同一事業区分内における他の拠点区分からの固定資産の移管による収益をいう。
その他の特別収益	徴収不能引当金戻入益		徴収不能引当金の差額計上方式における戻入額をいう。
②費用の部			
〈サービス活動増減による費用〉			
大区分	中区分	小区分	説明
人件費	役員報酬		法人役員に支払う報酬、諸手当をいう。
	職員給料		常勤職員に支払う俸給・諸手当をいう。
	職員賞与		職員に対する確定済賞与のうち、当該会計期間に係る部分の金額をいう。
	賞与引当金繰入		職員に対する翌会計期間に確定する賞与の当該会計期間に係る部分の見積額をいう。
	非常勤職員給与		非常勤職員に支払う俸給・諸手当及び賞与をいう。
	派遣職員費		派遣会社に支払う金額をいう。
	退職給付費用		従事する職員に対する退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち、当該会計期間の負担に属する金額（役員であることに起因する部分を除く）をいう。
	法定福利費		法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用をいう。
事業費	給食費		食材及び食品の費用をいう。なお、給食業務を外部委託している施設又は事業所にあつては、材料費を計上すること。
	介護用品費		利用者の処遇に直接使用するおむつ、タオル等の介護用品の費用をいう。
	保健衛生費		利用者の健康診断の実施、施設内又は事業所内の消毒等に要する費用をいう。
	医療費		利用者が傷病のために医療機関等で診療等を受けた場合の診療報酬等をいう。

	被服費	利用者の衣類、寝具等（介護用品及び日用品を除く）の購入のための費用をいう。
	教養娯楽費	利用者のための新聞雑誌等の購読、娯楽用品の購入及び行楽演芸会等の実施のための費用をいう。
	日用品費	利用者に現物で給付する身のまわり品、化粧品などの日用品（介護用品を除く）の費用をいう。
	保育材料費	保育に必要な文具材料、絵本等の費用及び運動会等の行事を実施するための費用をいう。
	本人支給金	利用者に小遣い、その他の経費として現金支給するための費用をいう。
	水道光熱費	利用者に直接必要な電気、ガス、水道等の費用をいう。
	燃料費	利用者に直接必要な灯油、重油等の燃料費（車輛費で計上する燃料費を除く）をいう。
	消耗器具備品費	利用者の処遇に直接使用する介護用品以外の消耗品、器具備品で、固定資産の購入に該当しない費用をいう。
	保険料	利用者に対する生命保険料及び損害保険料をいう。
	賃借料	利用者が利用する器具及び備品等のリース料、レンタル料をいう。
	葬祭費	利用者が死亡したときの葬祭に要する費用をいう。
	車輛費	乗用車、送迎用自動車、救急車等の燃料費、車輛検査等の費用をいう。
	雑費	事業費のうち他のいずれにも属さない費用をいう。
事務費	福利厚生費	役員・職員が福利施設を利用する場合における事業主負担額、健康診断その他福利厚生のために要する法定外福利費をいう。
	職員被服費	職員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診察衣、作業衣などの購入、洗濯等の費用をいう。
	旅費交通費	業務に係る役員・職員の出張旅費及び交通費（ただし、研究、研修のための旅費を除く）をいう。
	研修研究費	役員・職員に対する教育訓練に直接要する費用（研究・研修のための旅費を含む）をいう。
	事務消耗品費	事務用に必要な消耗品及び器具什器のうち、固定資産の購入に該当しないものの費用をいう。
	印刷製本費	事務に必要な書類、諸用紙、関係資料などの印刷及び製本に要する費用をいう。
	水道光熱費	事務用の電気、ガス、水道等の費用をいう。
	燃料費	事務用の灯油、重油等の燃料（車輛費で計上する燃料費を除く）をいう。
	修繕費	建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の費用をいう。ただし、建物、器具及び備品を改良し、耐用年数を延長させるような資本的費用を含まない。
	通信運搬費	電話、電報、ファックスの使用料、インターネット接続料及び切手代、葉書代その他通信・運搬に要する費用をいう。
	会議費	会議時における茶菓子代、食事代等の費用をいう。
	広報費	施設及び事業所の広告料、パンフレット・機関誌・広報誌作成などの印刷製本費等に要する費用をいう。
	業務委託費	洗濯、清掃、夜間警備及び給食（給食材料費を除く）など施設の業務の一部を他に委託するための費用（保守料を除く）をいう。必要に応じて検査委託、給食委託、寝具委託、医事委託、清掃委託など、小区分で更に細分化することができる。
	手数料	役務提供にかかる費用のうち、業務委託費以外のものをいう。

	保険料		生命保険料および建物、車輛運搬具、器具及び備品等にかかる損害保険契約に基づく保険料をいう。ただし、福利厚生費に該当するものを除く。
	賃借料		固定資産に計上を要しない器機等のリース料、レンタル料をいう。
	土地・建物賃借料		土地、建物等の賃借料をいう。
	租税公課		消費税及び地方消費税の申告納税、固定資産税、印紙税、登録免許税、自動車税、事業所税等をいう。
	保守料		建物、各種機器等の保守・点検料等をいう。
	渉外費		創立記念日等の式典、慶弔、広報活動（広報費に属する費用を除く）等に要する費用をいう。
	諸会費		各種組織への加盟等に伴う会費、負担金等の費用をいう。
	雑費		事務費のうち他のいずれにも属さない費用をいう。
利用者負担 軽減額			利用者負担を軽減した場合の利用者負担軽減額をいう（無料または低額で診療を行う場合の割引額を含む）。
減価償却費			固定資産の減価償却の額をいう。
国庫補助金 等特別積立 金取崩額			国庫補助金等の支出対象経費（主として減価償却費）の期間費用計上に対応して取り崩された国庫補助金等特別積立金の額をいう。
徴収不能額			金銭債権の徴収不能額のうち、徴収不能引当金で填補されない部分の金額をいう
徴収不能引 当金繰入			徴収不能引当金に繰入れる額をいう。
その他の費用	その他の費用	退職手当積立資産差 損	
		その他の費用	上記に属さない費用をいう。
〈サービス活動外増減による費用〉			
支払利息			設備資金借入金、長期運営資金借入金及び短期運営資金借入金の利息、及び支払リース料のうち利息相当額として処理するものをいう。
有価証券評 価損			有価証券（投資有価証券を除く）を時価評価した時の評価損をいう。
有価証券売 却損			有価証券（投資有価証券を除く）を売却した場合の売却損をいう。
投資有価証 券評価損			投資有価証券を時価評価した時の評価損をいう。
投資有価証 券売却損			投資有価証券を売却した場合の売却損をいう。
その他のサ ービス活動 外費用	利用者等外給食費		職員、来訪者等利用者以外に提供した食材及び食品の費用をいう。
	雑損失		上記に属さないサービス活動外による費用をいう。
〈特別増減による費用〉			
基本金組入 額			会計基準注解 12 に規定された基本金の組入額をいう。
資産評価損			資産の時価の著しい下落に伴い、回復の見込みがない当該資産に対して計上する評価損をいう。ただし、金額が大きい場合には個別に名称を付与して計上する。
固定資産売 却損・処分損	建物売却損・処分損		建物を除却又は売却した場合の処分損をいう。

	車輛運搬具売却損・処分損		車輛運搬具を売却又は処分した場合の売却損又は処分損をいう。
	器具及び備品売却損・処分損		器具及び備品を売却又は処分した場合の売却損又は処分損をいう。
	その他の固定資産売却損・処分損		上記以外の固定資産を売却又は処分した場合の売却損又は処分損をいう。
国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)			国庫補助金等により取得した固定資産の廃棄等に伴い、取り崩された国庫補助金等特別積立金の額をいう。
国庫補助金等特別積立金積立額			会計基準注解11に規定された国庫補助金等特別積立金の積立額をいう。
災害損失			火災、出水等の災害に係る廃棄損と復旧に関する費用の合計額をいう。
拠点区分間繰入金費用			同一事業区分内における他の拠点区分への繰入額をいう。
拠点区分間固定資産移管費用			同一事業区分内における他の拠点区分への固定資産の移管額をいう。
その他の特別損失			上記に属さない特別損失をいう。
〈繰越活動増減差額の部〉			
基本金取崩額			会計基準注解13に規定された基本金の取崩額をいう。
その他の積立金取崩額	保育所施設整備積立金取崩額		保育所施設整備積立預金の取崩額をいう・
	移行時特別積立金取崩額		移行時特別積立金の取崩額をいう。
	移行時減価償却積立金取崩額		移行時減価償却積立金の取崩額をいう。
	修繕積立金取崩額		修繕積立金の取崩額をいう。
	施設設備整備積立金取崩額		施設設備整備積立金の取崩額をいう。
その他の積立金積立額	保育所施設整備積立金積立額		保育所施設整備積立金の積立額をいう。
	修繕積立金積立額		修繕積立金の積立額をいう。
	施設設備整備積立金積立額		施設整備積立金の積立額をいう。

貸借対照表 勘定科目の説明

〈資産の部〉			
大区分	中区分	小区分	説明
流動資産	現金預金		現金(硬貨、小切手、紙幣、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書、官公庁の支払通知書等)及び預貯金(当座預金、普通預金、定期預金、郵便貯金、金銭信託等)をいう。
	有価証券		国債、地方債、株式、社債、証券投資信託の受益証券などのうち時価の変動により利益を得ることを目的とする有価証券をいう。
	事業未収金		事業収益に対する未収入金をいう。

	未収金	事業収益以外の収益に対する未収入金をいう。
	未収補助金	施設整備、設備整備及び事業に係る補助金等の未収額をいう。
	未収収益	一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、すでに提供した役務に対していまだその対価の支払を受けていないものをいう。
	貯蔵品	消耗品等で未使用の物品をいう。業種の特性に依り小区分を設けることができる。
	立替金	一時的に立替払いをした場合の債権額をいう。
	前払金	物品等の購入代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前払額をいう。
	前払費用	一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価をいう。
	1年以内回収予定 拠点区分間長期貸付金	拠点区分間長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。
	拠点区分間貸付金	同一事業区分内における他の拠点区分への貸付額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。
	仮払金	処理すべき科目又は金額が確定しない場合の支出額を一時的に処理する科目をいう。
	その他の流動資産	上記に属さない債権等であって、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。
	徴収不能引当金	未収金や受取手形について回収不能額を見積もったときの引当金をいう。
固定資産 (基本財産)		定款において基本財産と定められた固定資産をいう。
	土地	基本財産に帰属する土地をいう。
	建物	基本財産に帰属する建物及び建物付属設備をいう。
	定期預金	定款等に定められた基本財産として保有する定期預金をいう。
	投資有価証券	定款等に定められた基本財産として保有する有価証券をいう。
(その他の固定資産)		基本財産以外の固定資産をいう。
	土地	基本財産以外に帰属する土地をいう。
	建物	基本財産以外に帰属する建物及び建物付属設備をいう。
	構築物	建物以外の土地に固着している建造物をいう。
	機械及び装置	機械及び装置をいう。
	車輛運搬具	送迎用バス、乗用車、入浴車等をいう。
	器具及び備品	器具及び備品をいう。ただし、取得価額が〇〇万円以上で、耐用年数が1年以上のものに限る。
	建設仮勘定	有形固定資産の建設、拡張、改造などの工事が完了し稼働するまでに発生する請負前渡金、建設用材料部品の買入代金等をいう。
	有形リース資産	有形固定資産のうちリースに係る資産をいう。
	権利	法律上又は契約上の権利をいう。
	ソフトウェア	コンピュータソフトウェアに係る費用で、外部から購入した場合の取得に要する費用ないしは制作費用のうち研究開発費に該当しないものをいう。
	無形リース資産	無形固定資産のうちリースに係る資産をいう。

	投資有価証券		長期的に所有する有価証券で基本財産に属さないものをいう。
	拠点区分間長期貸付金		同一事業区分内における他の拠点区分への貸付金で貸借対照表日の翌日から起算して入金期限が1年を超えて到来するものをいう。
	退職給付引当資産		退職金の支払に充てるために退職給付引当金に対応して積み立てた現金預金等をいう。
	保育所施設整備積立資産		将来において保育所の施設整備をするために積み立てた現金預金等をいう。
	移行時特別積立資産		平成12年3月10日 老発第188号により積み立てられた現金預金等をいう。
	移行時減価償却積立資産		平成12年3月10日 老発第188号により積み立てられた現金預金等をいう。
	修繕積立資産		将来において修繕をするために積み立てられた現金預金等をいう。
	施設設備整備積立資産		将来において施設・設備を整備するために積み立てられた現金預金等をいう。
	差入保証金		賃貸用不動産に入居する際に賃貸人に差し入れる保証金をいう。
	長期前払費用		時の経過に依存する継続的な役務の享受取引に対する前払分で貸借対照表日の翌日から起算して1年を超えて費用化される未経過分の金額をいう。
	その他の固定資産	保証金	契約において支払われた保証金をいう。
		リサイクル預け金	車のリサイクル料金のうち、資金管理料金を除くものをいう。
〈負債の部〉			
流動負債	短期運営資金借入金		経常経費に係る外部からの借入金で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。
	事業未払金		事業活動に伴う費用等の未払い債務をいう。
	その他の未払金		上記以外の未払金（施設整備等未払金を含む）をいう。
	1年以内返済予定設備資金借入金		設備資金借入金のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。
	1年以内返済予定長期運営資金借入金		長期運営資金借入金のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。
	1年以内返済予定リース債務		リース債務のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。
	1年以内返済予定拠点区分間長期借入金		拠点区分間長期借入金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。
	1年以内支払予定長期未払金		長期未払金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。
	未払費用		賃金、支払利息、賃借料など時の経過に依存する継続的な役務給付取引において既に役務の提供は受けたが、会計期末までに法的にその対価の支払債務が確定していない分の金額をいう。
	預り金		職員以外の者からの一時的な預り金をいう。
	職員預り金		源泉徴収税額及び社会保険料などの徴収額等、職員に関する一時的な預り金をいう。
	前受金		物品等の売却代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前受額をいう。
	前受収益		受取利息、賃貸料など時の経過に依存する継続的な役務提供取引に対する前受分のうち未経過の金額をいう。

	拠点区分間借入金		同一事業区分内における他の拠点区分からの借入額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。
	仮受金		処理すべき科目又は金額が確定しない場合の収入金額を一時的に処理する科目をいう。
	賞与引当金		支給対象期間に基づき定期的に支給する職員賞与に係る引当金をいう。
	その他の流動負債		上記に属さない債務等であって、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。
固定負債	設備資金借入金		施設設備等に係る外部からの借入金で、貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。
	長期運営資金借入金		経常経費に係る外部からの借入金で、貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。
	リース債務		リース料総額から利息相当額を控除した金額で、貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。
	拠点区分間長期借入金		同一事業区分内における他の拠点区分からの借入金で貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。
	退職給付引当金		将来支給する退職金のうち、当該会計年度末までに発生していると認められる金額をいう。
	長期未払金		固定資産に対する未払債務（リース契約による債務を除く）等で貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。
	その他の固定負債		上記に属さない債務等であって、貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。
〈純資産の部〉			
基本金			会計基準第4章第4第2項に規定された基本金をいう。
国庫補助金等特別積立金			会計基準第4章第4第3項に規定された国庫補助金等特別積立金をいう。
その他の積立金	保育所施設整備積立金		保育所施設整備のために積み立てた積立金をいう。
	移行時特別積立金		平成12年3月10日 老発第188号により積み立てた積立金をいう。
	移行時減価償却積立金		平成12年3月10日 老発第188号により積み立てた積立金をいう。
	修繕積立金		修繕目的のために、積み立てた積立金をいう。
	施設設備整備積立金		施設設備整備のために積み立てた積立金をいう。
次期繰越活動増減差額			事業活動計算書に計上された次期繰越活動増減差額をいう。